

被扶養者の認定申告をするときに必要な添付書類一覧

※必ず、『公立学校共済組合被扶養者認定関係事務必携(事務処理要領)』
に基づき手続きしてください。

新規被扶養者認定申告書（普通認定） 添付書類一覧

被扶養者の収入基準額は年額130万円未満ですが、①②の場合は収入基準額が異なります。

①19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く。）の場合は、年額150万円未満。

（①の年齢は所得税法の取扱いに合わせて、その年の12月31日時点の年齢で判定します。）

②60歳以上の者又は障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者の場合は、年額180万円未満。

事由	添付書類	提出先
組合員が地方職員共済組合、市町村職員共済組合、国家公務員共済組合、警察共済組合、公立学校共済組合他支部から異動してきたときで、異動前から引き続く被扶養者の認定をするとき（※）	<ul style="list-style-type: none"> ○次の書類のうちいずれか1つ <ul style="list-style-type: none"> ・異動前の資格確認書（写） <ul style="list-style-type: none"> （転出時点で有効期限を経過していないものに限る。） ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内であるものに限る。） 	所属
	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバー申告書 (共済様式2-8号) 	共済
扶養者が組合員となったとき（組合員資格取得者に被扶養者がいたとき）、新たに認定事由が生じた被扶養者を認定するとき（※）	<ul style="list-style-type: none"> ○マイナンバー申告書 (共済様式2-8号) 	共済
	<p>認定事由が離職の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○離職の日が確認できる書類 <p>※その他の認定事由の場合は、扶養手当認定書類で確認を兼ねる。</p>	所属

(※) 上記に加えて必要	添付書類	提出先
組合員が厚生年金第2号被保険者であり、被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者であるとき	○国民年金第3号被保険者関係届 (共済様式2-6号)	共済
	○配偶者の年金手帳等の基礎年金 番号を確認できる部分(写)	所属
	事実発生日から30日以上経過してから 認定申告をする場合 ○国民年金第3号被保険者該当に 関する証明(共済様式2-5号)	共済

新規被扶養者認定申告書（特別認定） 添付書類一覧

被扶養者の収入基準額は年額130万円未満ですが、①②の場合は収入基準額が異なります。

①19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く。）の場合は、年額150万円未満。

（①の年齢は所得税法の取扱いに合わせて、その年の12月31日時点の年齢で判定します。）

②60歳以上の者又は障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者の場合は、年額180万円未満。

事由	添付書類	提出先
扶養者が組合員となったとき（組合員資格取得者に被扶養者がいたとき）（※） 新たに認定事由が生じた被扶養者を認定するとき（※）	○同一生計構成員調書 (共済様式2-3号) ○認定申告理由書 (共済様式2-2号) ○認定申告理由書に基づく添付書類一式	新潟市教育委員会 又は教育事務所
	○マイナンバー申告書 (共済様式2-8号)	共済
（※）上記に加えて必要	添付書類	提出先
組合員が厚生年金第2号被保険者であり、被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者であるとき	○国民年金第3号被保険者関係届 (共済様式2-6号) ○配偶者の年金手帳等の基礎年金番号を確認できる部分（写） 事実発生日から30日以上経過してから認定申告をする場合 ○国民年金第3号被保険者該当に 関する証明（共済様式2-5号）	新潟市教育委員会 又は教育事務所 経由で共済 新潟市教育委員会 又は教育事務所 新潟市教育委員会 又は教育事務所 経由で共済